

ちはら台公園内施設設置等事業 優先交渉権者を決定

令和4年9月9日（金）に開催した、ちはら台公園内施設設置等事業企画提案審査会の審査の結果、次のとおり優先交渉権者を決定しましたのでお知らせします。

1. 目的

本公園及び周辺地域の活性化並びに更なる公園の魅力向上を目指し、公園内に飲食等のサービス提供施設の設置とその管理運営により、公園を拠点とする新たな交流創出と市民サービス向上に公民連携で取り組むものです。

2. 対象地（ちはら台公園の一部）

所在地：市原市ちはら台西3丁目3番地の一部

敷地面積：約860㎡（公園面積：77,004㎡）

3. 応募の状況 1事業者

4. 優先交渉権者の決定

（1）事業者名

大和ハウス工業株式会社 東京本店

（2）事業概要

公園施設整備（地域交流促進施設・健康増進施設・駐車施設）

（3）事業形態

都市公園法第5条第1項に規定する設置管理許可に基づく、事業者による管理運営

（4）事業期間 許可期間：最長10年間

5. 審査結果

事業者名	大和ハウス工業株式会社
評価点（135点満点）	97点
基準評価値	81点

6. 今後の予定

- 令和4年10月中旬の協定書締結に向けて優先交渉権者と協議を行います。
- 協定書締結後、既存駐車場を増設し、令和5年4月に供用開始します。
- 地域交流促進施設等（カフェなど）の公園施設は、協定締結の日から1年以内に設置し、供用開始します。

問合せ先

都市部 公園緑地課 TEL 0436-23-9842